ハイヤー・タクシー業者の皆様へ
羽田空港の乗り場・構内道路に関するお知らせ

空港構内における路上駐車の禁止

空港内の接車帯・構内道路は駐車禁止です。

・客待ちによる道路占有は

駐車違反※に該当します。

※規制除外区間を除き

※降車エリア、身障者乗場等での待機、乗車受付
路肩から離れて（第２車線等）の乗降等の行為
ドライバーが乗車していても
ハザードランプを点灯させていても

いずれも違反です。

・車両を置いて離れる行為は

放置駐車違反に該当します。

○ 駐車禁止違反［道路交通法第45条］
罰則・・・10万円以下の罰金
違反点・・・１点（駐車禁止場所）
反則金・・・大型（12,000円）
普通（10,000円）

○放置駐車違反［道路交通法第51条の4第1項］
罰則・・・15万円以下の罰金
違反点・・・２点（駐車禁止場所）
反則金・・・大型（21,000円）
普通（15,000円）

※都道府県公安委員会から駐車違反、放置車両違反にかかる道路交通法通知等があった一般乗用旅客運送事業者は、道路運送法に基づく処分等の対象となります。また、ハイヤー車両の運転者等が、空港などで予約客でない者に声をかけ、あるいは予約客ではない者からの依頼を受けることは道路運送法違反行為となり、処分の対象となります。

■ 東京航空局東京空港事務所
■ 関東運輸局東京運輸支局
■ 警視庁東京空港警察署
■日本空港ビルデング（株）
■東京国際空港ターミナル（株）